

女性活躍推進行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2. 課題

- ・当社の全労働者に占める男女比率を見ると女性労働者の割合が少ない。

3. 目標

- ・当社の全労働者に占める女性労働者の割合を 40%以上に引き上げる。

4. 取組内容

・女性活躍推進法により女性活躍推進行動計画の策定が義務づけられたが、弊社ではこの法律成立以前より、営業部門、開発部門、生産部門、事務管理部門等弊社の全部門において、その重要な職務を女性が担い、活躍いただいている。今後もますます女性の活躍の場を拡げ、まずは全労働者に占める女性労働者の割合を 40%以上に引き上げることを数値目標として取り組む。

以上